

令和6年度
第1回緑岡市民センター運営審議会

日時 令和6年7月4日(木) 午後1時30分から
場所 緑岡市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 役員選出

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 令和5年度事業実績(生涯学習事業)について

(2) 令和6年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

(3) 令和6年度事業計画(案)について

(4) その他

6 閉 会

水戸市緑岡市民センター運営審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

役職名	氏 名	備 考
	介 川 文 雄	茨城県レクリエーション協会理事長 茨城県ニュースポーツ協会会長
	久 保 定 時	緑岡住民の会副会長 緑岡地区民生(児童)委員
	近 藤 清	緑岡地区民生(児童)委員協議会会長
	岩 間 幸 一	社協緑岡支部支部長 緑岡地区民生(児童)委員
	野 坂 康 子	緑岡地区民生(児童)委員
	飯 島 きよみ	緑岡住民の会役員

任期:令和6～7年度

(1) 令和5年度事業実績(生涯学習事業)について

○高齢者学級	期日	内容	場所	人数
緑寿大学	7月21日(金)	① はじめてのスマホ体験講座 講師:スマートフォンアドバイザー	緑岡市民センター ホール	18
	9月5日(火)	② ストーリーコンサート 講師:NPO法人 ポルターモ	緑岡市民センター ホール	34
	1月18日(月)	③ 移動学習 エコミット・常陸火力発電所見学	水戸市 他	20

○女性学級	期日	内容	場所	人数
レディスセミナー	11月22日(木)	① 移動学習 廣澤美術館見学 他	筑西方面	23
	12月25日(月)	② 鉢カバーデコ作り講座 講師:矢野純子	緑岡市民センター 会議室	11
	1月19日(火)	③ みんなの体操教室 講師:健康運動士	緑岡市民センター ホール	18

○家庭教育学級	期日	内容	場所	人数
ふれあい学級	-	① -	-	中止
家庭教育講座	-	① -	-	中止
家庭教育強化事業	7月11日(火)	① 親子ヨガ 講師:十万 久美	緑岡市民センター 和室	18
	12月12日(火)	② クリスマスコンサート 講師:みとびよ音楽隊	緑岡市民センター ホール	43
家庭教育強化事業 (南部ブロック)	2月28日(水)	① 親子フラダンス教室 講師:尾縣 好美	緑岡市民センター ホール	30

○子ども教室	期日	内容	場所	人数
子ども教室	8月1日(火)	① 夏休み子ども教室 親子料理教室 講師:緑岡地区食推	緑岡市民センター 調理室	23
	8月3日(木)	② 夏休み子ども教室 スマホ安全教室 講師:茨城県警	緑岡市民センター ホール	26
	8月8日(火)	③ 夏休み子ども教室 工作教室(からうり貯金箱) 講師:滑川 智也	緑岡市民センター ホール	18
	8月24日(木)	④ 夏休み子ども教室 お琴体験教室 講師:菊輝世 敏子 他2名	緑岡市民センター 会議室	32

○成人セミナー	期日	内容	場所	人数
成人講座	12月18日(金)	① エコクラフト教室 講師:菊池ウメ子・高阿田靖	緑岡市民センター 会議室	17
	1月31日(水)	② 恵方巻づくり教室 講師:フードコーディネーター	緑岡市民センター 調理室	11

○市民センターまつり	期日	内容	場所	人数
緑岡春まつり	3月1日(金)	- 作品展示	緑岡市民センター 会議室	175
	3月2日(土)	- 参加団体:絵画・書道・着付A		
	3月2日(土)	- 演技発表 参加団体:大正琴・オカリナ・カラオケ・さわ やか太極拳・歌謡・空手・ハワイアンフラ	緑岡市民センター ホール	431
		- 模擬店 内容:ゲーム・ドリンク・お菓子・手打そば・ 赤飯・フランクフルト	緑岡市民センター 駐車場	800
		- アトラクション 参加団体:緑岡中学校吹奏楽部・ 水戸葵陵高校ダンス部・書道部	緑岡小学校 体育館	400

定期講座参加者調べ(R5年度)

月	健康スポーツ	体操	絵画	カラオケ	書道	着付A	着付B	卓球A	料理	大正琴	ヨガ	オカリナ	計
4	13							15					28
					7	4		15			10		36
								13					13
					10	5		15			10		40
													0
5		8	5	25									38
		12			7	6	9	17	11	12	15	10	99
		13	5	22				16					56
					9	5	11		11	12	16	9	73
													0
6	13	14	5	24	7			16					79
		13				6	9	15	10	12	8	15	88
			5		9			10					24
						6	11	10		11	10	15	63
								12					12
7		15	5	22				14					56
		13			6	6	11	9	10	13	16	10	94
	12		3	22	8			9					54
						5	10		10	11	14	12	62
		11											11
8	11							14					25
					7	6		11			12		36
	10							9					19
					9	5					11	13	38
								8					8
9	14	13	4	22				15					68
		15				6	10	13		13			57
			3	24	9			10					46
		13				6	11		11	11	12	13	77
													0
10	12	15	5	23				14					69
					9	5	10	11	7	11	16	12	81
													0
	11	13	4	23	8	7	11		8	10	13		108
													0
11	13	15	6	24				16					74
		14	5	21	7	3	11				15		76
	15				8	5	9			13	14	10	74
								12	4				16
													0
12	12	13	6	21				14					66
		15			6	5	11	14	7	11	17	11	97
	15		6				10	10	7				48
					8						14	11	33
													0
1								10					10
				19	6		10	13	8	12	15	11	94
	12	16	5					9					42
					8	6	9		8	13	15	7	66
		13											13
2	11	12		19				10					52
			5			5	11	14	8	12	17	11	83
		13	6	22				10				11	62
						5	11		7	12			35
													67
3	14	13	5	23				12					67
		13				4	8	12	7	11	16	10	81
	16	11	4					12					43
		12				5	9			13	16	11	66
													0
計	204	328	92	356	148	116	202	459	134	213	302	202	2756
回数	16	25	19	16	19	22	20	37	16	18	22	18	248

令和 5 年度 市民センター使用状況報告書

緑岡市民センター

令和6年3月分

		市民センター	社教団体	市	県	その他	月 計	累 計
ホール	件数	11	1	6		40	58	710
	人員	569	25	134		467	1,195	11,095
和 室	件数	8	1			11	20	199
	人員	190	7			88	285	1,950
会議室	件数	9	6	3		23	41	291
	人員	234	62	55		224	575	2,904
調理室	件数	3					3	37
	人員	65					65	417
図書室 (図書利用)	件数							
	人員					2	2	26
月 計	件数	31	8	9		74	122	
	人員	1,058	94	189		781	2,122	
累 計	件数	295	100	65		777		1,237
	人員	4,141	1,943	1,452		8,856		16,392
センター外 主催事業	件数							3
	人員							58
センター外 共催事業	件数	3					3	7
	人員	1,359					1,359	3,781
月 計	件数	3					3	
	人員	1,359					1,359	
累 計	件数	10						10
	人員	3,839						3,839
合 計	件数	305	100	65		777		1,247
	人員	7,980	1,943	1,452		8,856		20,231

令和5年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
1 三の丸	館内件数	74	150	167	174	142	177	178	185	134	125	166	1,797	1,825	
	館内人数	941	1,773	1,900	2,173	1,635	2,106	2,116	1,999	1,439	1,411	2,049	20,875		
	館外件数	-	5	6	2	1	2	5	2	3	-	-	28	23,041	
	館外人数	-	322	363	110	102	119	750	89	152	159	-	2,166		
2 五軒 (3階まで)	館内件数	237	199	204	221	175	179	198	193	179	184	192	2,351	2,368	
	館内人数	2,250	1,829	1,986	2,167	1,744	1,641	1,829	1,783	1,756	1,602	1,744	22,122		
	館外件数	-	2	4	2	1	1	1	2	1	1	1	17	31,128	
	館外人数	-	10	93	3010	70	54	1,100	3,425	19	20	1,200	9,006		
3 新荘	館内件数	133	140	144	145	97	137	136	136	135	124	126	1,575	1,580	
	館内人数	1,440	1,802	1,762	1,732	999	1,754	1,513	1,473	1,472	1,394	1,701	18,288		
	館外件数	-	1	-	1	-	-	1	1	1	1	-	5	21,285	
	館外人数	-	25	-	2,500	-	-	400	37	97	35	-	2,997		
4 城東	館内件数	98	100	105	115	69	111	102	105	97	101	122	1,226	1,253	
	館内人数	1,254	1,149	1,167	1,310	719	1,199	1,066	1,101	1,142	1,097	1,299	14,069		
	館外件数	2	3	4	2	1	3	3	5	1	-	1	27	16,299	
	館外人数	30	63	169	36	49	106	1,536	155	20	-	38	2,230		
5 竹隈	館内件数	95	93	102	97	61	117	103	101	105	91	108	1,168	1,241	
	館内人数	1,088	1,134	1,232	1,242	711	1,408	1,084	1,497	1,198	1,023	1,287	14,024		
	館外件数	2	5	6	7	5	10	8	10	4	7	2	73	15,815	
	館外人数	4	65	134	71	45	137	815	194	34	85	33	1,791		
6 常磐	館内件数	116	154	163	174	119	165	164	169	159	162	167	1,852	1,884	
	館内人数	1,384	2,041	2,122	2,254	1,369	2,120	2,105	2,155	1,941	2,315	2,118	23,611		
	館外件数	-	-	2	2	2	2	5	4	3	2	3	32	26,893	
	館外人数	-	-	20	20	1,009	20	679	668	49	35	38	3,282		
7 緑岡	館内件数	93	103	103	107	88	108	98	111	101	98	122	1,237	1,247	
	館内人数	1,516	1,434	1,350	1,251	1,025	1,424	1,234	1,322	1,294	1,120	2,122	16,392		
	館外件数	-	-	-	-	1	-	2	3	-	1	3	10	20,231	
	館外人数	-	-	-	-	1,500	-	850	110	-	20	1,359	3,839		
8 寿	館内件数	79	76	95	93	66	87	83	78	75	77	100	995	1,016	
	館内人数	1,101	1,006	1,148	1,133	853	1,172	1,002	894	889	886	966	12,970		
	館外件数	1	1	1	2	-	4	5	4	2	-	-	21	16,457	
	館外人数	3	50	7	53	-	172	991	2,107	80	-	-	3,487		
9 上大野	館内件数	65	75	77	84	72	76	84	88	80	86	86	953	962	
	館内人数	651	844	756	891	854	858	837	1,010	766	951	830	10,187		
	館外件数	-	-	2	1	-	-	2	1	-	-	3	9	11,395	
	館外人数	-	-	178	20	-	-	590	34	-	-	386	1,208		
10 柳河	館内件数	90	88	81	84	82	88	78	73	77	75	81	973	1,108	
	館内人数	961	867	803	809	806	987	793	713	763	682	700	9,614		
	館外件数	9	9	13	15	4	11	11	14	11	11	14	135	12,122	
	館外人数	74	94	173	187	40	93	338	958	143	113	155	2,508		

令和5年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
11 渡里	館内件数	80	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	144	154
	館内人数	1,013	857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,870	1,870	4,289
	館外件数	-	-	1	-	-	2	1	3	2	-	-	10	10	-
	館外人数	-	-	23	-	-	38	28	1,256	124	-	-	2,419	2,419	-
12 吉田	館内件数	83	105	105	107	66	101	111	100	93	93	110	1,176	1,176	1,191
	館内人数	959	1,442	1,366	1,316	784	1,196	1,426	1,207	1,155	1,154	1,398	15,257	15,257	16,153
	館外件数	-	-	4	2	-	3	2	-	1	-	-	15	15	-
	館外人数	-	-	87	33	-	68	618	-	34	-	-	896	896	-
13 酒門	館内件数	61	59	79	83	51	71	78	69	42	58	56	785	785	821
	館内人数	721	762	985	1,027	700	920	907	876	514	770	698	9,781	9,781	12,911
	館外件数	2	2	3	2	2	2	6	4	3	3	5	36	36	-
	館外人数	26	33	71	70	26	55	480	34	43	99	1,916	3,130	3,130	-
14 石川	館内件数	94	91	97	110	86	106	110	115	104	117	124	1,269	1,269	1,282
	館内人数	1,141	1,223	1,293	1,567	1,015	1,264	1,268	1,416	1,229	1,513	1,826	16,115	16,115	17,545
	館外件数	-	-	-	1	-	-	3	1	2	-	3	13	13	-
	館外人数	-	-	-	19	-	-	649	25	154	-	533	1,430	1,430	-
15 飯富	館内件数	43	46	54	58	32	53	50	48	45	53	57	596	596	630
	館内人数	441	583	575	641	374	621	512	517	472	511	617	6,512	6,512	8,095
	館外件数	-	-	4	6	1	3	5	3	3	3	3	34	34	-
	館外人数	-	-	56	139	42	183	476	50	35	47	41	1,583	1,583	-
16 国田	館内件数	49	59	63	69	63	49	68	63	67	61	80	745	745	806
	館内人数	487	529	615	707	520	556	704	1,085	531	557	699	7,738	7,738	8,652
	館外件数	1	2	8	6	4	6	6	7	5	5	6	61	61	-
	館外人数	21	35	131	90	56	92	82	74	62	64	91	914	914	-
17 桜川	館内件数	162	169	178	192	139	162	177	173	165	177	198	2,060	2,060	2,107
	館内人数	2,062	2,016	2,000	2,135	1,722	1,969	2,048	2,838	1,745	1,953	2,223	24,567	24,567	25,291
	館外件数	-	4	5	5	4	3	5	4	3	4	4	47	47	-
	館外人数	-	42	55	33	35	30	197	44	23	113	32	724	724	-
18 上中妻	館内件数	80	100	100	103	67	103	112	94	92	88	103	1,132	1,132	1,140
	館内人数	847	1,040	988	1,190	696	1,039	1,094	913	945	960	1,090	11,720	11,720	14,048
	館外件数	-	-	-	1	-	1	1	2	-	2	1	8	8	-
	館外人数	-	-	-	10	-	11	700	1,509	-	89	9	2,328	2,328	-
19 山根	館内件数	53	57	55	62	42	53	50	59	52	51	50	636	636	660
	館内人数	513	572	580	632	386	498	504	554	450	702	505	6,485	6,485	7,457
	館外件数	-	-	2	1	4	2	4	2	5	1	2	24	24	-
	館外人数	-	-	34	17	314	84	284	51	16	63	17	972	972	-
20 見川	館内件数	69	61	75	81	50	76	83	85	73	74	90	894	894	901
	館内人数	987	812	959	992	657	954	942	1,066	893	1,160	1,231	11,554	11,554	12,881
	館外件数	-	-	1	-	-	2	1	1	-	2	-	7	7	-
	館外人数	-	-	27	-	-	37	800	339	124	-	-	1,327	1,327	-

令和5年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
21 千波	館内件数	128	128	129	137	101	134	137	140	121	126	148	1,552	1,556	24,076
	館内人数	1,691	1,660	1,933	1,882	1,134	1,870	1,705	1,714	1,477	1,558	1,919	21,928		
	館外件数	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	4		
	館外人数	-	-	-	-	-	-	2,034	85	-	29	-	2,148		
22 見和	館内件数	146	132	139	155	134	150	157	149	154	146	174	1,780	1,795	29,380
	館内人数	1,775	2,006	1,807	2,376	1,775	1,998	1,890	1,971	3,051	1,729	2,378	28,055		
	館外件数	-	1	1	1	1	2	2	2	1	2	-	15		
	館外人数	-	25	17	9	31	50	1,022	27	24	70	-	1,325		
23 双葉台	館内件数	139	138	161	159	117	153	144	139	140	147	178	1,772	1,777	24,927
	館内人数	1,624	1,596	1,973	1,984	1,332	1,893	1,749	1,702	1,716	3,604	2,046	24,480		
	館外件数	-	-	-	1	-	1	1	2	-	-	-	5		
	館外人数	-	-	-	40	-	35	296	76	-	-	-	447		
24 笠原	館内件数	90	113	116	108	68	92	105	98	87	101	107	1,181	1,187	13,353
	館内人数	1,031	1,189	1,244	1,114	734	983	1,052	1,029	902	1,139	1,183	13,161		
	館外件数	-	1	-	-	-	2	-	1	-	-	-	6		
	館外人数	-	41	-	-	-	41	-	28	-	-	-	192		
25 赤塚	館内件数	90	84	111	103	83	106	101	95	89	93	107	1,154	1,161	12,462
	館内人数	906	850	1,109	1,027	864	1,129	994	888	895	892	1,072	11,565		
	館外件数	-	1	-	-	-	-	2	2	-	1	1	7		
	館外人数	-	28	-	-	-	-	189	600	-	48	32	897		
26 吉沢	館内件数	78	82	83	94	54	93	91	79	86	77	87	982	1,012	11,686
	館内人数	962	992	953	1,220	470	1,103	942	848	1,006	1,180	933	11,489		
	館外件数	-	4	3	3	-	2	4	3	4	3	2	30		
	館外人数	-	28	20	16	-	8	24	23	30	22	13	197		
27 堀原	館内件数	105	86	107	110	87	104	104	103	107	110	119	1,252	1,363	25,251
	館内人数	1,623	1,273	1,608	1,701	1,154	1,736	1,548	1,535	1,393	2,081	1,571	18,842		
	館外件数	-	1	10	13	12	12	11	14	10	9	10	111		
	館外人数	-	41	123	617	4,273	150	527	248	112	103	109	6,409		
28 下大野	館内件数	50	55	63	66	47	62	65	56	52	62	60	687	699	9,791
	館内人数	585	647	650	730	547	721	919	750	611	822	690	8,389		
	館外件数	-	1	1	-	1	1	3	3	-	-	1	12		
	館外人数	-	22	60	-	37	200	242	784	-	-	17	1,402		
29 稲荷第一	館内件数	66	92	101	118	110	120	110	105	110	108	107	1,261	1,267	12,865
	館内人数	871	923	923	1,126	862	1,099	1,209	1,795	1,011	905	1,001	12,541		
	館外件数	-	-	-	-	-	1	1	1	2	1	-	6		
	館外人数	-	-	-	-	-	20	105	74	-	64	-	324		
30 稲荷第二	館内件数	75	78	86	100	83	78	73	88	71	75	86	964	970	11,119
	館内人数	824	814	907	947	805	823	765	977	684	844	996	10,222		
	館外件数	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	6		
	館外人数	-	-	-	-	90	16	271	500	-	20	-	897		

令和5年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
31 大場	館内件数	57	70	75	81	56	68	75	76	70	72	65	835	840	9,902
	館内人数	582	775	752	817	631	753	772	1,434	716	794	756	9,502		
	館外件数	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	5		
32 鯉淵	館外人数	-	-	28	-	16	-	300	29	-	27	-	400	1,104	11,007
	館内件数	110	92	91	95	65	79	84	80	77	146	91	1,097		
	館内人数	781	917	832	840	505	755	821	805	825	1,852	818	10,532		
33 妻里	館外件数	-	-	1	-	-	1	2	1	-	1	-	7	12,358	1,923
	館外人数	-	-	65	-	-	25	290	30	-	25	-	475		
	館内件数	69	87	101	89	80	89	105	93	89	93	91	1,070		
34 内原	館内人数	707	985	1,069	992	840	992	989	974	1,552	1,104	980	12,022	21,832	2,105
	館外件数	-	1	2	2	6	4	5	6	1	3	4	35		
	館外人数	-	10	18	32	60	21	50	86	7	24	19	336		
	館内件数	157	139	159	181	131	168	177	179	155	139	175	1,918	1,923	21,832
	館内人数	2,012	1,526	1,708	1,727	1,417	1,690	1,898	1,808	1,831	1,852	2,336	21,488		
	館外件数	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	5		
合計														344	
館内件数														41,069	
館内人数														487,967	
館外件数														866	
館外人数														64,030	

(2) 令和6年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

令和6年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体

制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発

表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和6年度事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者学級	緑寿大学	地区内高齢者				笑いが一番		第2回			第3回	移動学習		
高齢者学級	スマホ体験教室	地区内高齢者											第1回	
女性学級	レディスセミナー	地区内女性								第1回	第2回	第3回		
家庭教育学級	ふれあい学級	緑岡幼稚園 保護者											第1回	
	家庭教育講演会	学区内保育 所及び小学 校保護者												
子育て支援事業	子育て広場	未就園児と保護者												
家庭教育強化事業	親子のふれあい体験教室	未就園児と保護者												
子ども教室	夏休み子ども教室	地区内小学生					SNS安全教室 キーホルダー 作り 親子料理教室 お祭体験教室							
成人セミナー	成人講座	成人				しまんと新聞 ばっく作り						第2回		
定期講座	教室(0)		募集											
	クラブ(11)		募集											
	サークル(9)													
	市民センターまつり													1・2
地域コミュニティ関連			総会			地区花壇コンクール	ふれあい夏祭り	福寿のつどい	市民運動会 歩く会 防火・防災・交通安全の集い		郷土かるた学区大会			

○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日条例第13号

平成23年 3月25日条例第 9号

平成23年 7月12日条例第25号

平成26年 6月30日条例第36号

平成27年 3月24日条例第 9号

平成28年 6月30日条例第34号

平成30年 6月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例

60・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号

水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年 3 月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年 3 月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の内容

- (1) 変更
- (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号:)	変更後の内容
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的		
使 用 人 員	人	人
使 用 室 名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

(平28規則34・一部改正)